

美濃市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策定
平成 24 年 6 月 改定
平成 30 年 8 月 改定
令和 2 年 5 月 改定

目 次

はじめに	
計画策定の経緯	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	2
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	3
3 建物被害の想定	3
(1) 建物被害	
(2) 地震被害	
第2 建築物の耐震化に係る目標	4
1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	8
3 公共施設の耐震化の現状・目標	10
(1) 市有施設における耐震化	
(2) その他公共施設・防災拠点施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	12
1 耐震化の課題	12
2 役割分担の考え方	12
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 実施する事業の方針	13
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	13
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	15
第4 建築物の耐震化を促進する施策	16
1 安心して耐震化が行える環境整備	16
(1) 美濃市建築物等耐震化促進事業	
(2) その他の補助事業	
(3) 自治会との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	17
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	19
4 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	19
(1) 緊急耐震重点区域の指定	
(2) 各戸訪問の実施	
(3) その他の普及啓発活動	
(4) 関係団体との連携	
(5) 実績の公表	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	21
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	21
(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）	
(2) 要安全確認計画記載建築物（法第14条該当）	
(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第16条該当）	
(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）	
2 所管行政庁との連携	23
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	24
1 市が定める耐震化の推進に関する事項	24
2 計画の推進体制	24
別紙1 ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路	

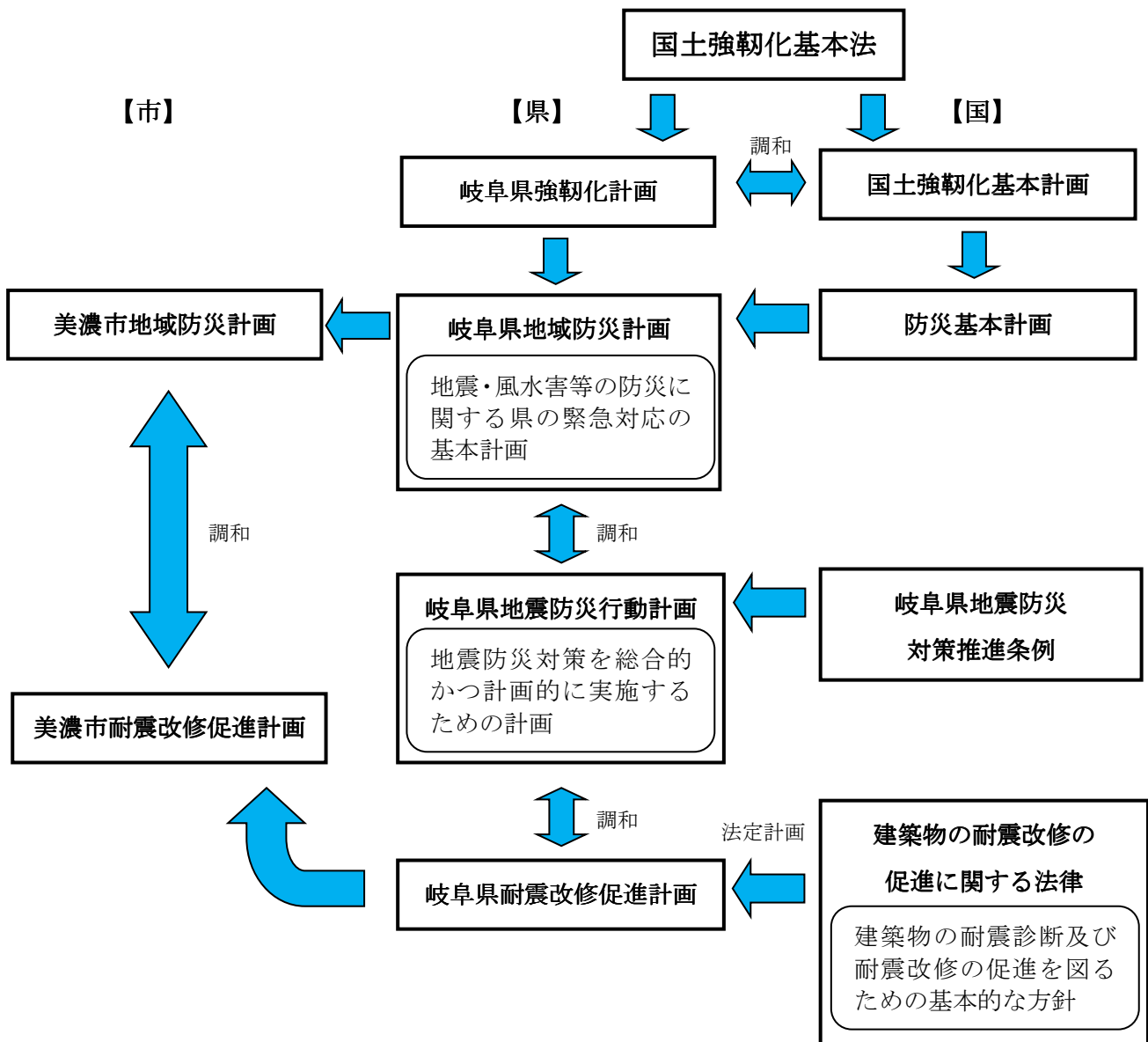
はじめに

計画策定の経緯

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、美濃市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年度から27年度までの9年間の計画期間とする「美濃市耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定した。

平成28年3月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、令和2年度まで5年間の計画期間とする改定を行い、国の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進めるものである。

美濃市における防災対策体系図



第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり市内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになると予測している。

また、4つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が存在する圏域において震度5強以上の揺れになり、一部地域においては震度7程度の揺れが発生すると予測している。

表1-1 美濃市で想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.82（震度6弱）	28.18
阿寺断層系地震	5.62（震度6弱）	1.39
跡津川断層地震	5.55（震度6弱）	3.65
養老-桑名-四日市断層帯地震	5.99（震度6弱）	7.95
高山・大原断層帯地震	5.60（震度6弱）	3.17

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性はある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の平日午後6時（住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅以外で被災するケースが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表 1-2 美濃市で想定される人的被害

(単位:人)

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	10	20	292	29	1,991
阿寺断層系地震	3	6	155	6	518
跡津川断層地震	4	8	193	12	711
養老-桑名-四日市断層帯地震	19	37	417	55	1,841
高山・大原断層帯地震	2	3	111	5	383

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1-3 のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

(1) 建物被害

市内の建物は、特に南海トラフの巨大地震、養老-桑名-四日市断層帯地震において多くの建物被害が予測される。

(2) 地震火災

「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、想定地震における焼失棟数は 0 件～3 件と予測される。

表 1-3 美濃市で想定される建物被害

(単位:棟)

想定地震	建物被害 (棟数)		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	600	1,844	3
阿寺断層系地震	55	674	0
跡津川断層地震	103	878	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	472	1,875	2
高山・大原断層帯地震	39	503	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

美濃市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別住宅数 建築年		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧 基 準	S35年以前	2,870	39.2%	1,500	21.4%	1,300	17.6%	1,000	14.0%
	S36年～45年			700	10.0%	590	8.0%	730	10.2%
	S46年～55年	1,550	21.2%	1,400	19.9%	1,540	20.8%	1,400	19.6%
	不詳	-	-	-	-	-	-	30	0.4%
	計	4,420	60.4%	3,600	51.3%	3,430	46.4%	3,160	44.1%
新 基 準	S56年～H2年	1,390	19.0%	1,180	16.8%	1,440	19.5%	1,160	16.2%
	H3年～7年	750	10.2%	830	11.8%	860	11.6%	860	12.0%
	H8年～12年	-	-	1,050	15.0%	750	10.1%	600	8.4%
	H13年～17年	-	-	-	-	650	8.8%	560	7.8%
	H18年～22年	-	-	-	-	230	3.1%	600	8.4%
	H23年～25年9月	-	-	-	-	-	-	180	2.5%
	不詳	760	10.4%	360	5.1%	40	0.5%	40	0.6%
	計	2,900	39.6%	3,420	48.7%	3,970	53.6%	4,000	55.9%
合計		7,320	100.0%	7,020	100.0%	7,400	100.0%	7,160	100.0%
耐震改修を行った住宅		未調査		80	1.1%	120	1.6%	220	3.1%

※H25調査の不詳件数について、旧基準と新基準で案分した件数で計上する。

本市における住宅の耐震化率の現状については、平成 25 年の住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」については、4,000 戸（55.9%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同調査からの推計により 220 戸（3.1%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については、耐震診断結果により 280 戸（3.9%）であることから、市内の住宅総数約 7,160 戸のうち 4,500 戸（62.8%）が「耐震化されている住宅」と推計されている。

図 2-1 住宅の耐震化の現状（平成 25 年調査）

住宅総数 7,160 戸（100%）	新基準建築物 4,000 戸（55.9%）	耐震化されている住宅 4,500 戸（62.8%）
	旧基準建築物 3,160 戸（44.1%）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 診断により耐震性を満たす住宅 280 戸（3.9%） </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 改修済 220 戸（3.1%） </div>
		耐震化が確認されていない住宅 2,660 戸（37.2%）

（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表 2-2 のとおりである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な非難を困難とするおそれのある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2-3 のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修実施 済み D		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
					耐震改 修実 施済 み D	耐震性 を満 たす E		
1号	多数の者が利用する建築物(庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	62	48	14	10	0	58	93%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	0	0%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	24	6	18	2	0	8	33%

注) A~Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が48棟、「旧基準建築物」14棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が10棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟であることから、「耐震化されている建築物」は58棟となり、市内の1号特定建築物総数62棟のうち93%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、該当する特定建築物はなく、3号特定建築物については、「新基準建築物」が6棟、「旧基準建築物」が18棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が2棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟であることから、「耐震化されている建築物」は2棟となり、市内の3号特定建築物総数24棟のうち33%が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 1号特定建築物の耐震化の現状

特定建築物総数 62棟 (100%)	新基準建築物 48棟 (77.4%)	耐震化されている特定建築物 58棟 (93.5%)
	旧基準建築物 14棟 (22.6%)	
		改修済 10棟 (16.1%)

2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

美濃市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの美濃市の取り組み

美濃市地域防災計画において、住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、地震対策を推進している。また、平成20年3月策定、平成24年6月改定「美濃市耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震化に関する普及啓発や支援を進めている。

岐阜県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度までに95%にすることを目標とする。

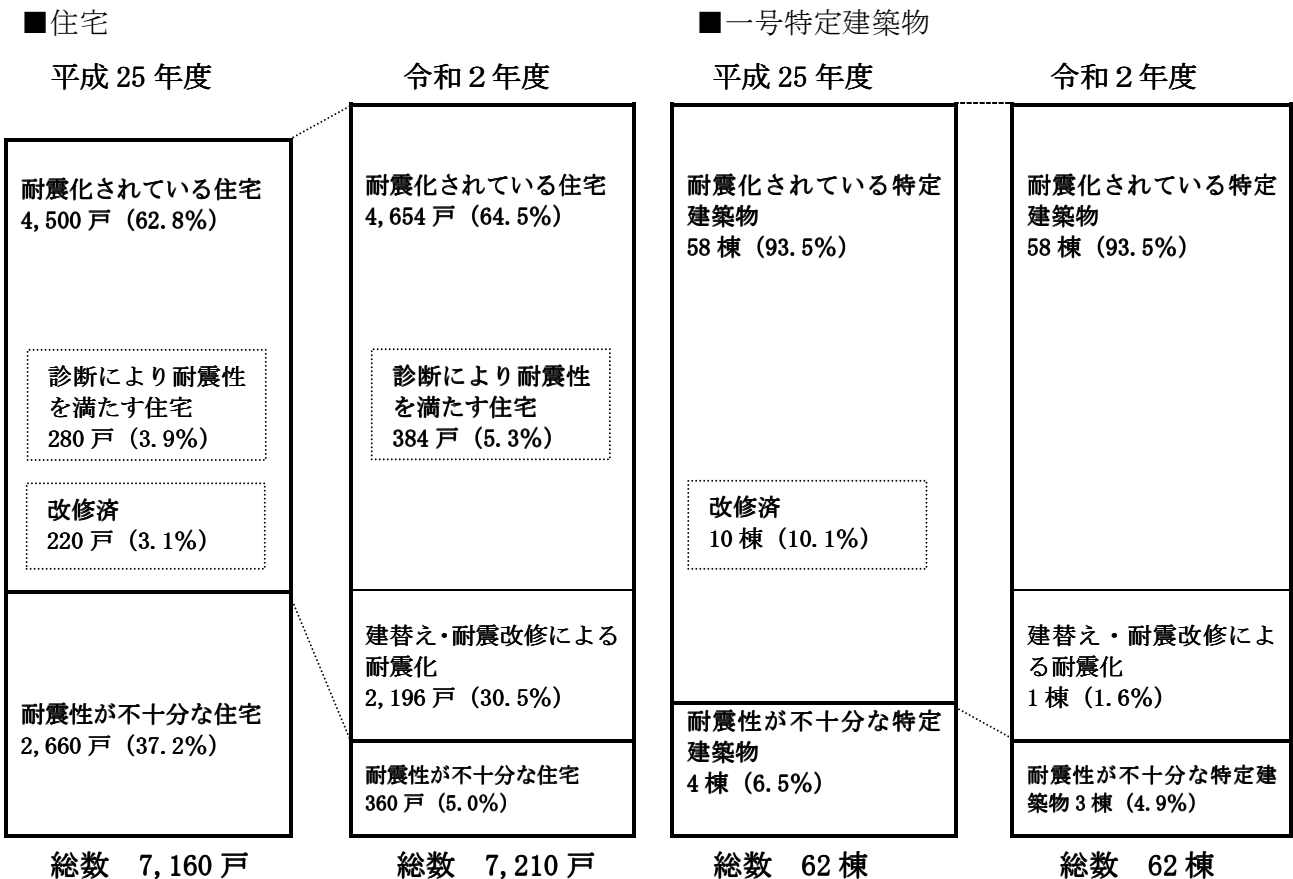
耐震化率95%を達成するため、住宅については約2,200戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約1棟の耐震化が必要である。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図 2 - 3 耐震化の目標の考え方

		H25耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	82%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	85%		95%
県	住 宅	78%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	86%		95%
市	住 宅	62%	国の基本方針及び岐阜県耐震改修促進計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	93%		95%

図 2 - 4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和 2 年度）



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり、大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設は、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

令和2年3月末現在の市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、表2-4のとおりである。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

美濃市有 特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A
					耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)		20	15	5	5		20	100%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)		7	5	2	1		6	86%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)		6	6	0			6	100%
計		33	26	7	6	0	32	97%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が26棟、「旧基準建築物」7棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が6棟であることから、「耐震化されている建築物」は32棟となり、美濃市有特定建築物総数33棟のうち97.0%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する美濃市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めること

とされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、平成32年度までに耐震化を完了することを目標とする。

(2) その他公共施設における耐震化

その他の公共施設の所有者（国・県など）は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、建築物の耐震化を推進するよう努める。

特に、防災拠点となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指す。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 地震が来ても自分の家・建物は大丈夫だと思っている。
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方

これまで、美濃市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくことが必要である。

(1) 市民・事業者の役割

- ・ 市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- ・ 市及び県は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・ 市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 所管行政庁*である市及び県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐震法第2条に定める建築主事を置く市町村の長又は知事をいう。本市は建築基準法第6条第1項第四号に規定される建築物に係る所管行政庁であり、その他の建築物については、県が所管行政庁となる。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや美濃市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

本市は南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多く被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を「重点的に耐震化を図る地域」とする。

さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性などを考慮し、重点的に耐震化を図る地域を定めることとし、適宜、耐震化の進捗状況に応じてその地域を見直すこととする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県耐震改修促進計画では、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な非難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急指定道路等を指定する。また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、岐阜県耐震改修促進計画別表2に示す道路を優先的に通行すべき道路として位置づけ、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定する。

市では、美濃市地域防災計画において地震発生後の緊急輸送を確保する観点から地区内の災害応急対策の輸送を果たすものとして広域的なネットワークを構築する緊急輸送道路を指定している。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

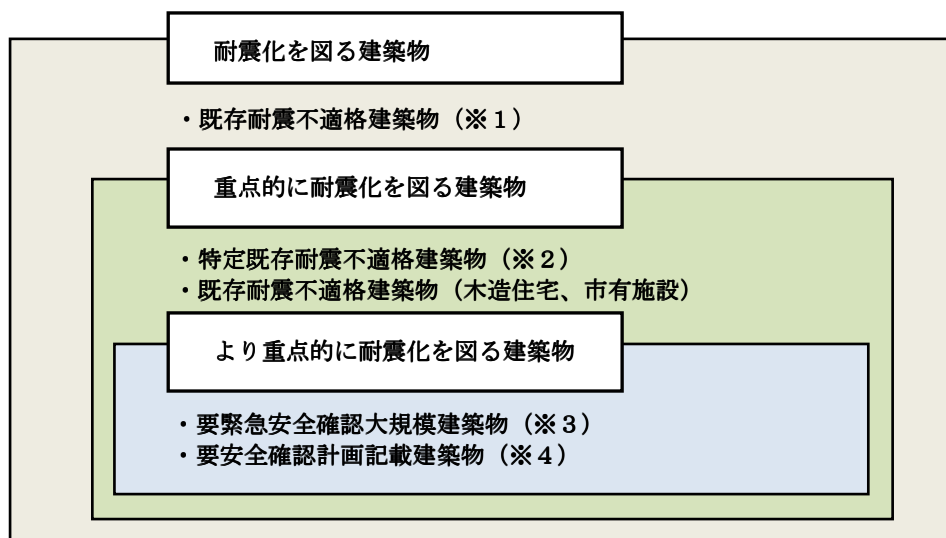
1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設として利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築分類



- ※1 既存耐震不適格建築物：住宅や小規模建築物を含む耐震関係に適合しない全ての建築物
- ※2 特定既存耐震不適格建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のもの、及び倒壊した病院に接する道路を閉鎖するおそれのある建築物など
- ※3 要緊急安全確認大規模建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する大規模な建築物で法により耐震診断が義務付けられたもの
- ※4 要安全確認計画記載建築物：防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉鎖するおそれのある建築物で耐震診断を義務付けるものとして地方公共団体が指定したもの
- ※2～※4の規模要件等詳細については表5-2（P22）参照

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない所有者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷するものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 美濃市建築物耐震化促進事業

ア 美濃市建築物耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強工事に対する補助を平成16年度から県と協働で実施している。平成18年度からは、全ての旧基準建築物における耐震診断に対する補助及び特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施している。

イ 美濃市建築物耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
木造住宅耐震診断補助事業	3	1	0	5	3	3	7	4	13	16	14	16
木造住宅耐震補強工事費補助	—※1	—	0	1	1	1	0	0	1	3	0	3
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	—	0	3	3	0	0	1	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
補助事業の種類	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計					
木造住宅耐震診断補助事業	10	14	10	5	3	1	124					
木造住宅耐震補強工事費補助	2	0	0	1	0	1	14					
建築物耐震診断事業費補助	0	0	0	0	0	0	7					
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0					
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0					

※1 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な

対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) その他の補助事業

本市では、歴史的伝統文化財の維持および保全を行うための措置として、美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物において耐震改修を行う場合に、美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区保存条例の規定による補助制度があり、令和2年3月末現在で、4件の改修実績がある。

(3) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

市では、県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、このような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市の窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、窓口において、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、美濃市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

市のホームページや市広報、自治会回覧を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ市又は県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情の応じたきめ細かな普及啓発を行うため、「美濃市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を実施する。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るために、限られ

た時間の中で効率的に耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性などの地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）を作成し公表している。

キ 耐震化済建築物の表示制度の導入

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の導入を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給油設備や家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

4 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

アクションプログラムの概要と位置づけ

国は、住宅の耐震化を促進するために、耐震化のための費用負担を軽減することはもちろんのこと、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を深めていただくことが重要であると考え、平成28年8月「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、平成28年度第2次補正予算案において、戸別訪問を含む、建物所有者への積極的な普及啓発等を行う地方公共団体に対して、重点的な支援を行う制度拡充を盛り込んだ。

これを受け、美濃市では更なる耐震化の促進を目標として「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を耐震改修促進計画に位置付ける。

(1) 緊急耐震重点区域の設定及び対象住宅

緊急耐震重点区域は、市内全域、対象は昭和56年5月末日以前に着工された住宅とする。

(2) 各戸の訪問の実施

建築物の耐震化の促進のため「緊急耐震重点区域」において、県及び岐阜県建築士事務所協会と連携し、昭和56年5月以前に建築された耐震化されていない木造住宅を対象とし、戸別訪問を行う。

(3) その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施する。

- ・住宅耐震啓発チラシ、パンフレットの配布
- ・広報誌や報道機関を活用した周知

(4) 関係団体との連携

戸別訪問及びその他普及啓発活動において、県及び岐阜県建築士事務所協会と連携して活動に取り組む。

(5) 実績の公表

- ・戸別訪問の実施結果について、訪問戸数、診断実績、改修実績を取りまとめ県に報告する。
- ・実績について、市のホームページにて公表する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

これまで、法における指導・助言を行うことができる建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、病院、ホテル、旅館等の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物、あるいは、危険物を取り扱う建築物、道路を閉鎖させる建築物と一定の要件が定められていたが、平成25年法改正により、全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言等を行うことができるようになった。

市は、県と協働して耐震性のない建築物に対して一定の指導・助言等を行っており、法の改正に伴い、下記の区分により、指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行うことができるようになった。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあつては、報告を促し、なお、報告しない場合にあつては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県HP等により公表を行う。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあつては、報告を促し、なお、報告しない場合にあつては、所有者に対し耐震診断結果の報告その旨を県HP等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県HP等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指導等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨の公表を県HP等により公表を行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法16条該当）

上記(1)から(3)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表 5 - 1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導助言	指示公表	報告命令 結果公表		指導助言	指示公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)	/		○	○ (※1)
既存耐震不適格建築物		○	/	/	○	/	

- ※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る
- ※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき
- ※3 必要に応じ

表 5 - 2 用途別指導・規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物		
学校	小学校、中学校中等教育の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² ※屋内運動場の面積含む。		
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	/	/		
多数の者が利用する建築物	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上		
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿					
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ²		
	幼稚園、保育所					
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	/				/	/
	/				/	/

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物 法第 5 条第 3 項第 2 号及び同法第 6 条第 3 項第 1 号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
公益上必要な建築物 (防災拠点建築物)			法第 5 条第 3 項第 1 号に定める建築物

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 市が定める耐震改修促進計画

市においては、住民に最も身近な存在として地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要である。大地震はいつどこで起きてもおかしくない状況にあり、さらに、南海トラフ巨大地震等甚大な被害をもたらす大規模地震が切迫し、住宅及び建築物の耐震化の促進がより一層求められていることから、本市では平成19年度に耐震改修促進計画を策定した。

美濃市耐震改修促進計画においては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標を定め、さらに、市が保有する公共建築物等の耐震化の目標を定めるものとする。

2 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。